

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第56号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別記第41号様式の2を次のように改める。

第41号様式の2 (第117条関係)

領 収 通 知 書 (公) **新潟県税**

年度 口座番号 加入者 地域振興局

C # 振興局 税目 整理番号 年度・月 区分 票 納人 々三ー

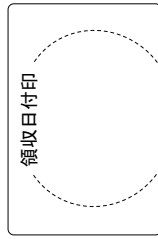
本税・所得割 付加価値割 資本割 々三ー

収入割 延滞金 区 分 加算金 々三ー

重加算金 均等割 法人税割 法人県民税延滞金 々三ー 代納

納付(納入)額	延滞金 (法律に定める金額)	円
	法人県民税延滞金 (法律に定める金額)	円
	合計	円

年 月 日



納付(納入)書 (公) **新潟県税**

口座番号 加入者 番

税目 整理番号 年度・月

本税	延滞金 (法律に定める金額)	円
	申告加算金	円
	重加算金	円
	法人県民税本税	円
	法人県民税延滞金 (法律に定める金額)	円
	合計	円

年度

年 月 日



領 収 証 (公) **新潟県税**

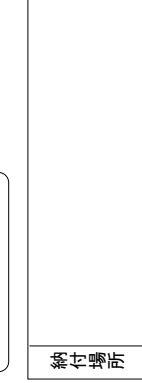
年度 口座番号 加入者 地域振興局

税目 整理番号 年度・月

延滞金 (法律に定める金額)	円
申告加算金	円
重加算金	円
法人県民税本税	円
法人県民税延滞金 (法律に定める金額)	円
合計	円

様

年 月 日



上記のとおり領収しました。

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第39号様式の3（第117条関係）</p> <p>（略）</p> <p>◎ 御注意 1 （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">2 （略）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3 令和4年12月31日後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税について更正の請求をする場合には、「課税標準等」の「更正前」の欄並びに「税額等」の「更正前」の欄の納付すべき税額の計算上控除する金額及び申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額の計算の基礎となる税額については、記載する必要はありません。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第39号様式の3（第117条関係）</p> <p>（略）</p> <p>◎ 御注意 1 （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">2 （略）</p> <p>（略）</p>
<p>第39号様式の3の2（第117条関係）</p> <p style="text-align: center;">県民税利子割更正請求書</p> <p>（略）</p> <p>注 <u>1 この請求書は、申告書ごとに作成してください。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 令和4年12月31日後に特別徴収義務が成立する県民税利子割について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「課税標準（支払額）」の欄については、記載する必要はありません。</u></p>	<p>第39号様式の3の2（第117条関係）</p> <p style="text-align: center;">県民税利子割更正請求書</p> <p>（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">注 <u>この請求書は、申告書ごとに作成してください。</u></p>
<p>第39号様式の3の3（第117条関係）</p> <p style="text-align: center;">県民税配当割更正請求書</p> <p>（略）</p> <p>注 <u>1 この請求書は、申告書ごとに作成してください。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 令和4年12月31日後に特別徴収義務が成立する県民税配当割について更正の請求をする場合には、「更正の請求前」の「課税標準（支払額）」の欄については、記載する必要はありません。</u></p>	<p>第39号様式の3の3（第117条関係）</p> <p style="text-align: center;">県民税配当割更正請求書</p> <p>（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">注 <u>この請求書は、申告書ごとに作成してください。</u></p>
<p>第39号様式の3の4（第117条関係）</p> <p style="text-align: center;">県民税株式等譲渡所得割更正請求書</p> <p>（略）</p> <p>注 <u>1 この請求書は、申告書ごとに作成してください。</u></p>	<p>第39号様式の3の4（第117条関係）</p> <p style="text-align: center;">県民税株式等譲渡所得割更正請求書</p> <p>（略）</p>

2 令和4年12月31日後に特別徴収義務が成
立する県民税株式等譲渡所得割について更
正の請求をする場合には、「更正の請求前」
の「課税標準（支払額）」の欄については、
記載する必要はありません。

注 この請求書は、申告書ごとに作成してくださ
い。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年12月31日から施行する。